

特定一般教育訓練給付制度について

本給付金の受給資格を得るためには、入学1か月前までに、ご自身でハローワークにおいて事前手続きを行う必要があります。

ご不明な点はハローワークにご照会ください。

(本学からは領収書と修了証明書*の発行についてのみ、対応します。)

「政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策・経営人材養成短期プログラム」は、厚生労働省が実施する「特定一般教育訓練給付制度」対象講座に指定されました（2022年度～2024年度）。

つきましては、2023年度受講者の皆様が、本制度を利用される場合の手続きの概要をご案内します。

制度の詳細、受給資格等については厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

ハローワーク HP「教育訓練給付制度」

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

1. 特定一般教育訓練給付制度利用申請の時期

手続きは、ご自身で、以下タイミングで行う必要があります。締切の詳細はハローワークで再確認してください。

- ・受講前の手続き：受講開始1か月前まで
- ・支給申請の手続き：成績発表後1か月以内

2. 手続きの場所

原則として、教育訓練を受講する本人の住居所を管轄するハローワーク

3. 受講前の手続きについて

受講前の手続きについては、受講開始日の1か月前までに行う必要があります。

大学から発行される書類は不要です。

ご自身の住所を管轄するハローワークへ直接ご申請ください。なお、受給条件等によって、追加の書類が必要になる場合がありますので、詳細についてはハローワークにお問い合わせください。

【主な提出書類】

- ① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票

ハローワークなどで配布。ハローワークのウェブサイトよりダウンロードも可能です。「労働者の方の行う手続き」から「教育訓練給付関係」をクリックしてください。

<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>

- ② ジョブカード（受講前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの）
- ③ 本人・住居所確認書類
- ④ 個人番号確認書類 および 身元（実在）確認書類
- ⑤ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

※上記①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票の記載事項について

■ 科学技術イノベーション政策・経営人材養成短期プログラム ■

指定番号：【1321512-2210013-4】

教育訓練施設の名称：【政策研究大学院大学】

教育訓練講座名：【科学技術イノベーション政策・経営人材養成短期プログラム】

受講開始予定年月日：【2023 年 6月10日】

受講修了予定年月日：【2023 年 10月27日】 ※

※授業への出席は8月11日までであるが、大学での成績発表が10月27日となるため。

4. 支給申請の手続きについて

受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、にハローワークへ支給申請を行う必要があります。この申請により、受講料の40%が支給されます。

【主な提出書類】

- ① 受給資格確認通知書・・・受講前申請時にハローワークから交付
- ② 教育訓練給付金支給申請書

ハローワークのウェブサイトよりダウンロードも可能です。「労働者の方の行う手続き」から「教育訓練給付関係」をクリックしてください。

<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>

- ③ 特定一般教育訓練修了証明書・・・要件を満たした方*に政策研究大学院大学から発行
*特定一般教育訓練修了証明書の発行には、3科目を履修し、修了することが要件となります。
- ④ 教育訓練経費に係る領収書・・・政策研究大学院大学から発行
- ⑤ 本人・住居所確認書類
- ⑥ 個人番号確認書類 および 身元（実在）確認書類

なお、提出書類は、個別事情により異なることがありますので、詳細については、厚生労働省、ハローワークのウェブサイトや窓口で必ずご確認ください。

受給期間中に制度の改正・変更・廃止等が行われる場合があります。

以上

キャリアアップ・キャリアチェンジを目指す労働者の皆さまへ 教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、**約14,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、
働きながら受講することができます。

教育訓練 検索

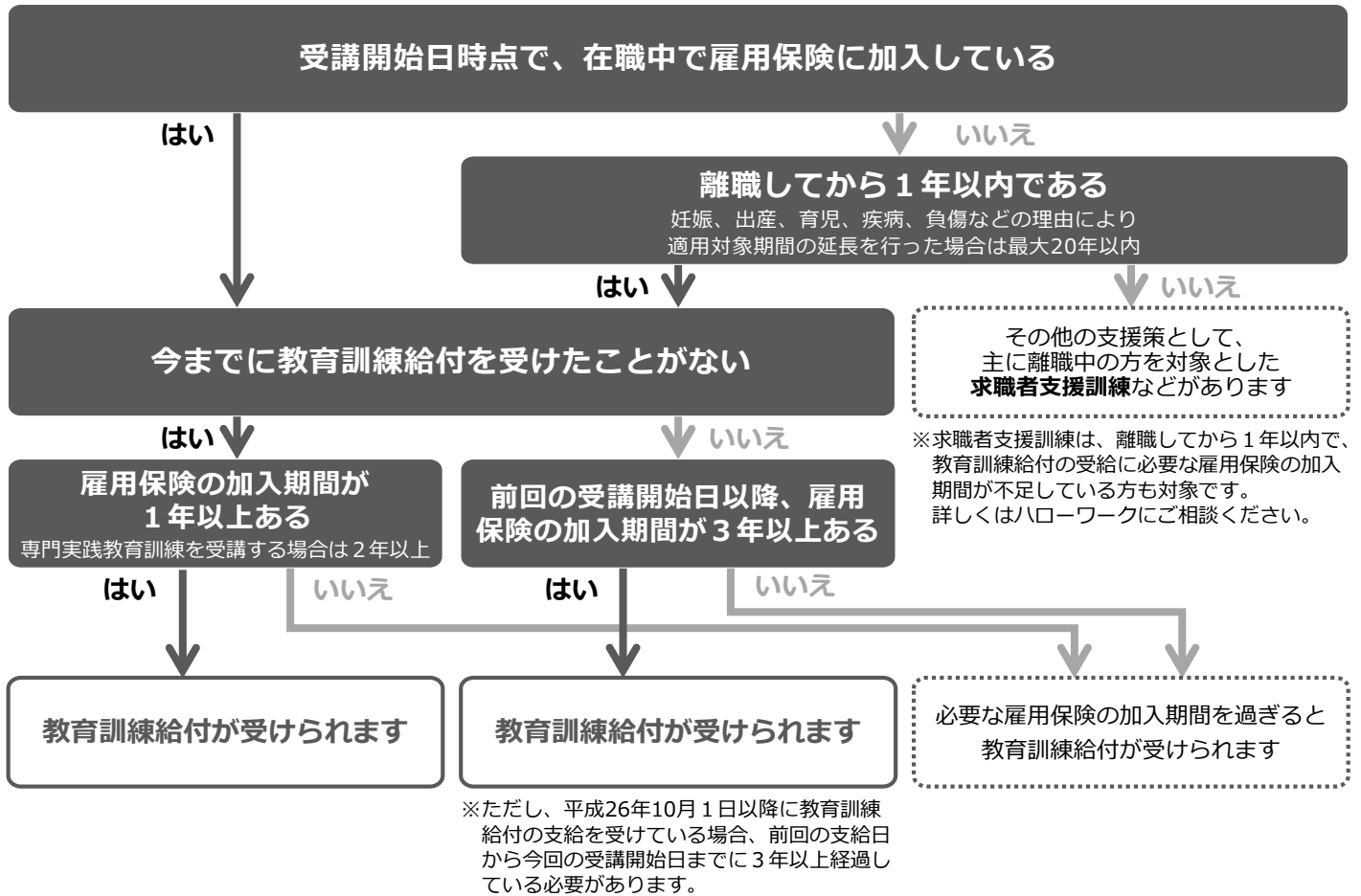
検索

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の 70% [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 <ul style="list-style-type: none">介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など デジタル関係の講座 <ul style="list-style-type: none">ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） 大学院・大学などの課程 <ul style="list-style-type: none">専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など）職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 <ul style="list-style-type: none">職業実践専門課程（文部科学大臣認定）キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
特定一般教育訓練 受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 <ul style="list-style-type: none">介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など デジタル関係の講座 <ul style="list-style-type: none">ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など
一般教育訓練 受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 <ul style="list-style-type: none">英語検定、簿記検定、ITパスポート など 大学院などの課程 <ul style="list-style-type: none">修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

給付条件

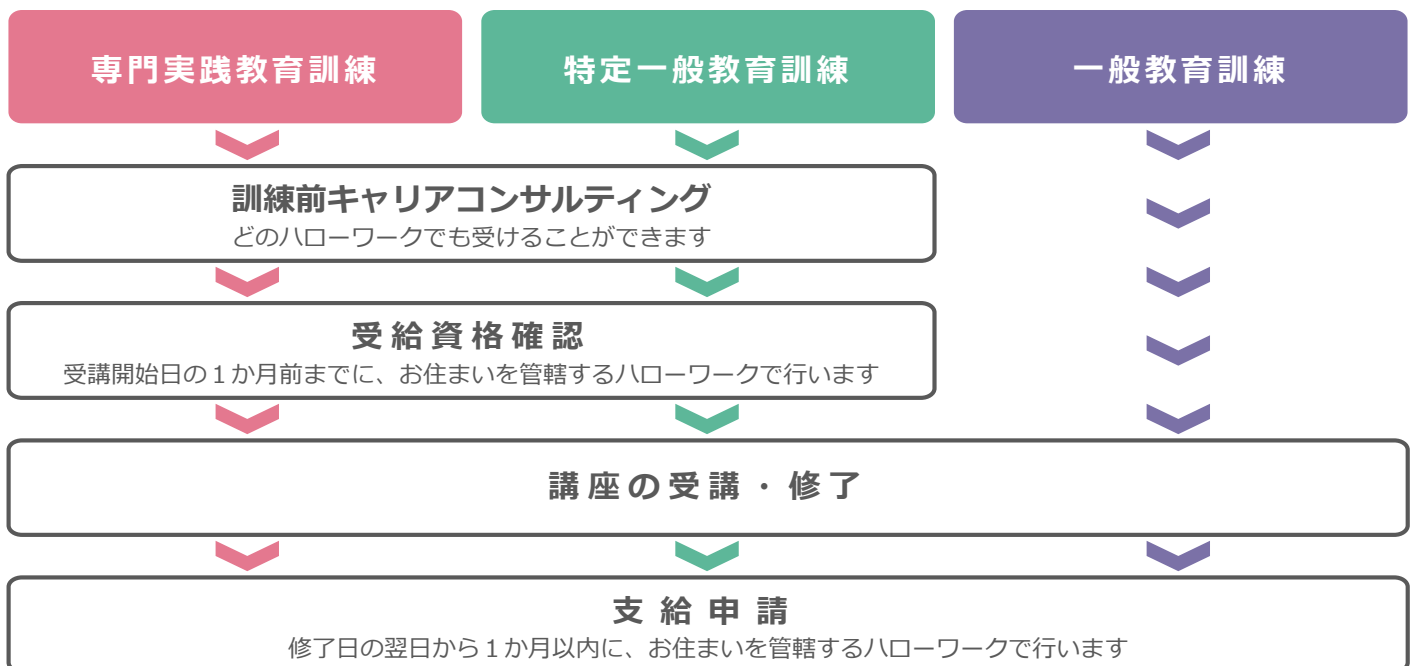
教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



お問い合わせ

給付条件や手続きの詳細内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

